

エコマーク商品類型No.101「かばん・スーツケースVersion1.9」認定基準書

B.布製ショッピングバッグ、トートバッグ

(公財) 日本環境協会
エコマーク事務局

1. 認定基準制定の目的

“かばん”は、旅行や通勤・通学などで毎日のように使用される、消費者にとって非常に身近な製品である。本商品類型は、環境に配慮した材料を使用した“かばん”にエコマークを付与し、これを消費者に推奨することにより幅広い層の環境マインドを喚起し、もって国民一人ひとりの環境に配慮した行動につなげていくことを目的とする。

2. 適用範囲

外面積（取っ手その他の付属品が取り付けられていない状態における外面（たれで被覆される部分を除く））の 50%以上が布製または織物製のショッピングバッグ、トートバッグ、ふろしき、およびふくさ。

3. 用語の定義

コットンリンター	綿の繊維のうち、開花後4～12日頃に遅れて突起をはじめた短い地毛。
再生材料	ポストコンシューマ材料およびプレコンシューマ材料からなる材料。
プレコンシューマ材料	製品を製造する工程の廃棄ルートから発生する材料または不良品。ただし、原料として同一の工程内でリサイクルされるものは除く。
ポストコンシューマ材料	製品として使用された後に、廃棄された材料または製品。
ショッピングバッグ	買物に際し小売店等から提供される紙袋、プラスチック袋等の包装袋を代替することを目的とした、繰り返し使用できる布製の手提袋。
処方構成成分	製品に特性を付与する目的で、意図的に加えられる成分。製造プロセス上、不可避免的に混入する不純物成分は含まない。
トートバッグ	物を入れて持ち運ぶための簡易な布製の手提袋。
リサイクル	マテリアルリサイクルおよびケミカルリサイクルをいう。エネルギー回収（サーマルリサイクル）は含まない。

プレコンシューマ素材	合成高分子製品や合成繊維製品を製造する工程の廃棄ルートから発生した廃棄物。ただし、原料として同一の工程内でリサイクルされるものは除く。
ポストコンシューマ素材	使用後に廃棄されたPETボトルなどの合成高分子製品や合成繊維製品。使用済みの梱包材料を含む。
未利用繊維	コットンリンター、紡績時に発生する短繊維（同グレードの糸としては利用できないものや、利用に際し何等かの処理を必要とするもの）、廃植物繊維質から取り出した繊維（バナナ繊維など）など、未利用原料を用いた繊維。
リサイクル繊維	プレコンシューマ素材およびポストコンシューマ素材からリサイクルされた繊維。リサイクルの方法により、反毛繊維、ポリマーリサイクル繊維、ケミカルリサイクル繊維、その他リサイクル繊維（故繊維から直接に撚糸、裁断、裂き織りなどによりリサイクルされた繊維）がある。
故繊維	不要になった中古衣類を含む廃繊維製品類。家庭や事業所から回収される使用済みの古着、古布である「ボロ」と、織布工場の糸くず、縫製工場の裁断くずなどの製造工程から発生する「屑繊維」両方を指す。
反毛繊維	プレコンシューマ素材およびポストコンシューマ素材の故繊維を反毛機で解きほぐし、綿状に戻した繊維。
ケミカルリサイクル繊維	ナイロンまたはポリエステルなどの合成樹脂または合成繊維を再生原料から、ポリマーを解重合して得たモノマーを原料として重合して得たポリマーからなる繊維。
ポリマーリサイクル繊維	合成樹脂または合成繊維の再生原料を、再生処理フレックまたは、ペレットなどを利用してポリマー構造を変えずにリサイクルした繊維。
繊維由来リサイクル繊維	ポリマーリサイクル繊維またはケミカルリサイクル繊維のうち、故繊維を主原料としたリサイクル繊維。プレコンシューマ素材およびポストコンシューマ素材の故繊維を原料として対象とするが、ポストコンシューマ素材の故繊維を受け入れてリサイクルしている実績がある場合に限る。繊維化までの一連のリサイクル工程に投入される主たる再生原料が故繊維であれば、投入される再生原料の一部に廃プラスチックが含まれる場合でも、投入される再生原料の全量を故繊維由来とみなすことができる。
植物由来合成繊維	植物由来プラスチックを原料とする合成繊維。
植物由来プラスチック	植物を原料とするプラスチック。ISO16620-1: 3.1.4に定義される biobased synthetic polymer(原文 polymer obtained through chemical and/or biological industrial process(es), wholly or partly from biomass resources)のうち、植物を原料とするものを指す。

バイオベース合成ポリマー含有率	製品（または認定の基準で指定する部分）に占める植物由来合成繊維に含まれる植物由来原料分の比率。ISO 16620-1 3.1.5に定義されるbiobased synthetic polymer contentを指す(原文 biobased synthetic polymer content : amount of biobased synthetic polymer present in the product)。
セルロース系化学繊維	天然高分子（セルロース）を原料として、化学薬品で処理して溶解した後に、繊維の形に成形するとともに元の組成の高分子に戻した繊維（再生繊維）、または天然高分子に化学薬品を結合させたものを原料とした繊維（半合成繊維）。再生繊維としては、キュプラ、レーヨン、ポリノジックなど、半合成繊維としてはアセテート、トリアセテートなどがある。
森林認証制度	独立した森林認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関が森林を経営する者の森林管理水準を評価・認証する仕組み（林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」より）。
クレジット方式	個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材が等しく使われているとみなす方式をいう（環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成27年2月）」より抜粋）。
廃植物繊維	農作物の収穫および製造工程で発生する農業残渣など、通常は廃棄される茎などの未利用の植物の繊維質部分。
オゾン漂白	オゾンの酸化漂白力を応用し、通常の漂白方法に比べ低い温度で繊維と反応させ、精練漂白加工を行う方法。

4. 認定の基準と証明方法

各基準項目への適合の証明については、付属証明書を提出すること。

なお、商品類型No.104「家庭用繊維製品Version2」の認定商品であって、本認定基準で再審査を受ける場合には、該当する基準項目のうち4-1.(3)におけるホルムアルデヒド試験の結果、および4-2.(8)における品質試験の結果の証明書は、既認定商品と変更が無い場合に省略できる。

4-1. 環境に関する基準と証明方法

(1) 製品は、以下のa～gの要件のいずれかに適合すること。

- a. 製品全体の総質量(ボタン、ファスナ、ホック、縫糸などの小付属を除く繊維部分質量。以下、繊維部分質量とする)に占める未利用繊維またはリサイクル繊維の質量割合が表1の基準配合率を満たすこと。なお、エコマーク認

定の小付属またはプラスチック部品などの樹脂材料を使用する場合には、その再生材料分を質量割合の計算に計上してもよい。

表1 繊維毎の製品全体の総質量に対する基準配合率

繊維の種類		基準配合率	
未利用繊維		10%以上	未利用原料が10%以上となること。
リサイクル繊維	反毛繊維	10%以上	
	ポリマーリサイクル繊維	50%以上	樹脂量として再生ポリマーが50%以上となること
		25%以上	繊維由来リサイクル繊維に該当する場合は、故繊維由来の再生ポリマーが25%以上。
	ケミカルリサイクル繊維	50%以上	モノマー量として再生モノマーが50%以上となること
		25%以上	繊維由来リサイクル繊維に該当する場合は、故繊維由来の再生モノマーが25%以上。
	その他のリサイクル繊維	50%以上	

【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること。また、申込者または製造事業者は製品全体の質量割合を記載した証明書を提出すること。繊維材料供給事業者の発行する未利用・再生原料の詳細、再生方法、配合率、管理方法などを記載した原料証明書を提出すること。繊維由来リサイクル繊維の基準を適用する場合は、直近1年間程度の再生原料の受入量（投入量）とその内訳（故繊維、その他廃プラスチックなど）の実績、およびポストコンシューマ素材の故繊維の受入れ体制と実績についても報告すること。ただし、エコマーク商品類型No.104「家庭用繊維製品Version3」、No.105「工業用繊維製品Version3」認定品の紡織基礎製品または中間製品を使用する場合は、当該生地などの「商品名（商品ブランド名）」、「認定番号」および「型式（品番）」を付属証明書に記載することで、原料証明書の提出に代えることができる。

- b. 製品全体の総重量（繊維部分質量）の70%以上を占める構成材料が綿であって、糊抜き、精練および漂白の工程において、従来の工程（アルカリ精練、塩素系漂白または過酸化水素（アルカリ）漂白）と比較して、化学物質の使用量を増加させることなく、処理に要するエネルギー使用量（CO₂排出量）を削減する取組を行っていること（工程全体として削減されていれば、いずれかの工程における取組でよい）。かつ、漂白工程においては、無漂白（無

精練、酵素精練などで漂白工程がないもの）もしくは酸素系漂白（過酸化水素、オゾンなど）であって、蛍光増白加工がされていないこと。

- ・無漂白の場合、糊抜き、精練の工程において、表2の水生環境に有害な化学物質の使用がないこと。
- ・酸素系漂白の場合、糊抜き、精練および漂白の工程において、漂白薬剤を除き、原則として表2の水生環境に有害な化学物質の使用がないこと。ただし、従来の工程（アルカリ精練、過酸化水素（アルカリ）漂白）と比較して、CO₂排出量を30%以上削減している場合に限り、従来の工程で使用されていた水生環境に有害な化学物質については、使用量を削減し、該当する成分を繊維中および排水中に残さないことでも可とする。

表2 水生環境に有害な化学物質

水生環境に有害な化学物質は、以下に区分されるものとする。	
・「GHS化学品の分類および表示に関する世界調和システム」による以下の区分【GHS】 ・EU「リスクフレーズ（Direction 67/548/EEC）」に基づく以下の分類【Rフレーズ】	H400：水生生物に強い毒性
	H410：長期的影響により水生生物に非常に強い毒性
	H411：長期的影響により水生生物に毒性
	R50：水生生物に強い毒性がある
	R51：水生生物に毒性がある
	R52：水生生物に有害性がある
	R53：水生環境中で長期悪影響を引き起こすおそれがある
上記区分が明らかでない薬剤については、以下の条件を満たすことが確認できる薬剤、またはGlobal Organic Textile Standard（GOTS）において使用が認められている薬剤を使用可とする。	
経口毒性 LD ₅₀ >2000mg/kg かつ以下のいずれかに適合 水生生物毒性 LC ₅₀ 、EC ₅₀ 、IC ₅₀ >100mg/L以上 または 生分解度70%以上の場合 水生生物毒性LC ₅₀ 、EC ₅₀ 、IC ₅₀ >10mg/Lまたは 生分解度95%以上の場合 水生生物毒性LC ₅₀ 、EC ₅₀ 、IC ₅₀ >1mg/L	
使用可能な薬剤例：	
酵素、クエン酸、酢酸、グルコン酸ソーダ、ソーダ灰、陰・陽・非イオン活性剤（天然脂肪酸のパルミチン酸Na、オレイン酸Na、ステアリン酸Na、ラウリン酸Naなど、または上記条件を満たす界面活性剤）	

【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること。製品全体の混用率について、製品全体の質量割合を記載した証明書を提出すること。

また、糊抜き、精練、漂白の工程におけるエネルギー使用量の削減の取り組みと、工程を担当する事業者の発行する使用薬剤の種類および使用量を提出すること。使用可能な薬剤例に記載のない薬剤を使用する場合は、表2の有害性に該当しないことがわかる資料（安全データシート（SDS）など）も併せて提出すること。CO₂ 排出量の30%以上削減に該当する場合には、CO₂ 排出量の比較結果と水生環境に有害な化学物質の処理の説明資料について

も提出すること。

- c. 製品全体の総質量（繊維部分質量）の70%以上を占める構成材料が綿であって、第三者認証機関の認証を受けたオーガニックコットンの質量割合が製品全体の総質量（繊維部分質量）の30%以上であること。オーガニックコットンはトレーサビリティが取れており、申込製品または申込製品の製造事業者が直接供給を受ける糸や生地について認証機関による証明が可能なものであること。オーガニックの要件はEC規則、USDA/NOP（米国農務省 National Organic Program）またはIFOAM（国際有機農業運動連盟）認定プログラムなどと同等の基準要件に従ったものとし、転換期のオーガニックコットンも含む。

【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること。製品全体の混用率について、製品全体の質量割合を記載した証明書を提出すること。

また、オーガニックコットンの質量割合の証明書、および第三者機関の認証書を提出すること。申込製品について認証を受けていない場合は、生地段階以降の繊維材料の認証書、その認証品の出荷状況（商取引証明書など）および認証品の使用割合と管理方法を説明した証明書を提出すること。

- d. 製品は、適法に引き取られ、再使用（リユース）またはリサイクルされるものであり、以下の①および②を満たすこと。
- ①申込者は、使用後に不用品となった製品の引き取り、リサイクルされる仕組みを整えていること。製品は、構成される素材の70%以上が該当システムによりリサイクル可能な素材で設計されており、リサイクルできない部分は、これを環境に調和した方法でエネルギー回収すること。
- ②使用後引き取り、リサイクルされること、および引き取りを要請する際の連絡先を製品本体に表示すること。販売先が特定されているなどの理由により周知が容易に行える場合はカタログ、ホームページなどへの表示で代えることも可とする。

【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること。

- ①については、別紙に規定する引き取り、リサイクルまたは環境に調和したエネルギー回収の体制が整備されていること（引き取りシステム、処理能力、処理内容、製品のリサイクル容易設計など）の説明として、広域認定制度の認定書類の写しなどとともに、引き取り、リサイクルの実績の分か

る資料を提出すること。また、また、申込製品ごとに製品全体の素材構成とリサイクル可能素材の割合を記載した証明書を提出すること。

- ②については、回収を周知するための表示部分を提出すること（エコマーク下段の環境情報表示とエコマーク使用契約者名、認定番号の表示部分など）。周知が容易に行える場合の表示の代替については、その理由を説明すること。

- e. 製品全体の総質量（繊維部分質量）における、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。かつ、製品全体の総質量（繊維部分質量）に占める植物由来合成繊維の質量割合が25%以上であること。なお、小付属またはプラスチック部品などの樹脂材料に植物由来プラスチックを使用する場合には、その植物由来プラスチック（原料樹脂）分を植物由来合成繊維として、バイオベース合成ポリマー含有率および植物由来合成繊維の質量割合の計算に計上してもよい。

植物由来合成繊維は、PE繊維、PET繊維、PLA繊維またはPTT繊維を対象とし、使用される植物由来プラスチック（原料樹脂）は、以下①および②の要件を満たすこと。

- ① 植物原料の栽培から植物由来プラスチック（原料樹脂）製造までのサプライチェーンを把握していること。各工程は別表1のチェックリストに適合すること。
- ② 植物由来プラスチック（原料樹脂）について、原料調達から廃棄・リサイクルに至るまでの温室効果ガスの排出量（CO₂換算）が、代替しようとする従来の樹脂と比較して増加しないことをライフサイクルアセスメント（LCA）によって確認していること。なお、排出量の増加分を信頼性のあるカーボン・オフセット（グリーン電力の購入など）によって相殺している場合も、本項目に適合するものとする。

【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること。また、申込者または製造事業者は製品全体に占めるバイオベース合成ポリマー含有率および植物由来合成繊維の質量割合、繊維材料供給事業者または原料樹脂供給者によるバイオベース合成ポリマー含有率を計算した証明書を提出すること。そのうち植物由来プラスチック（原料樹脂）は、ISO16620-2またはASTM D6866に規定される¹⁴C法によるバイオベース炭素含有率の測定結果の値と成分組成を用いて、ISO16620-3に規定される方法により算出したバイオベース合成ポリマー含有率を記載すること。なお、測定結果と規格上のバイオマスベース合成ポリマー含有率に10%を超える乖離がある場合に

は、その理由も説明すること。添付書類として、バイオベース炭素含有率の測定結果を提出すること。

また、認定後のバイオベース合成ポリマー含有率の適正な維持について、原料樹脂供給事業者（販売事業者を含む）が発行する以下のいずれかの証明書を提出すること。

- ・ バイオベース炭素含有率の測定を定期的実施すること、および測定結果をエコマーク事務局の要請に応じて開示できることの説明文書
- ・ バイオベース合成ポリマー含有率の管理について、第三者機関による監査または認証を受けていることの証明書

植物由来合成繊維に使用される植物由来プラスチック（原料樹脂）①、②の要件については、以下を提出すること。

① 栽培地（国、州、市等）から植物由来プラスチック（原料樹脂）製造までのサプライチェーン（フロー図等。精製、発酵等を含む）、および別表 1 への適合状況を記載した、原料樹脂供給事業者（販売事業者を含む）が発行する証明書を提出すること。

② 植物由来プラスチック（原料樹脂）の LCA 評価の結果を提出すること（既存の論文等を参照することでもよい）。カーボン・オフセットによって相殺する場合には、カーボン・オフセットの内容および信頼性についての説明資料を併せて提出すること。

ただし、エコマーク商品類型No.104「家庭用繊維製品Version3」、No.105「工業用繊維製品Version3」認定商品の紡織基礎製品または中間製品を使用する場合は、当該糸・生地などの「商品名（商品ブランド名）」、「認定番号」および「型式（品番）」を付属証明書に記載することで、原料樹脂供給事業者（販売事業者を含む）または繊維材料供給事業者に係わる証明書（バイオベース炭素含有率の測定結果、植物由来プラスチック（原料樹脂）のトレーサビリティに関するチェックリスト、原料証明書（植物由来合成繊維）など）の提出に代えることができる。

f. 製品全体の総質量（繊維部分質量）の70%以上を占める構成材料が羊毛であって、以下①、②の全てに適合すること

① 染色工程において、クロム系染料を使用していないこと。または、クロム系染料の使用低減に努めるとともに、製品は表3の基準を満たし、染色工程におけるクロムの排水処理が適正に管理されていること（排水基準として六価クロム化合物0.5mg/L以下、または該当する法規制値のいずれか厳しい方を満たしていること）。

表3 重金属（クロム）の溶出基準

物質名	対象製品		試験方法
	乳幼児(36ヶ月未満)	成人(36ヶ月以上)他	
六価クロム	0.5 mg/kg以下 (検出限界以下)	0.5 mg/kg以下 (検出限界以下)	EN ISO105-E04-2014 OekoTex
総クロム	1mg/kg以下	2mg/kg以下	EN ISO105-E04-2014 OekoTex

②洗毛前の原毛（グリージーウール）における外部寄生虫防除剤の濃度が、表4の総量制限値を超えないこと。または、以下(i)、(ii)のいずれかに適合すること。

(i)対象となる羊毛の75%以上について、生産農家が特定されており、対象となる農場や家畜に対し表4の外部寄生虫防除剤が使用されていないことが現場検証に基づいて確認されていること。

(ii)羊毛洗毛業者は、廃水の排出を伴わない閉ループ式の水利用システムの運用、洗毛残留物および汚泥に存在する可能性のある表4の外部寄生虫防除剤の焼却による分解、洗毛現場から生じる残留物および汚泥を原料としたリサイクル品の製造、および焼却処理におけるエネルギーの回収を行っていること。

表4 羊毛中の外部寄生虫防除剤濃度に対する総量制限値

外部寄生虫防除剤の種類	総量制限値
γ -hexachlorocyclohexane (lindane), α -hexachlorocyclohexane, β -hexachlorocyclohexane, δ -hexachlorocyclohexane, aldrin, dieldrin, endrin, p,p'-DDT, p,p'-DDD	0.5 ppm
Cypermethrin, deltamethrin, fenvalerate, cyhalothrin, flumethrin	0.5 ppm
Diazinon, propetamphos, chlorfenvinphos, dichlofenthion, chlorpyrifos, fenchlorphos	2 ppm
Diflubenzuron, triflumuron, dicyclanil	2 ppm

【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること。製品全体の混用率について、製品全体の質量割合を記載した証明書を提出すること。

①については、染色工場によるクロム系染料の不使用証明書、もしくは色毎の試験結果および染色工場の排水管理を説明する資料（水質分析結果など）を提出すること。②については、IWTO試験法Draft59による試験結果（原産国別のサンプル、または全ての販売ロットに関する残留物）を提出すること。または羊毛の生産農家と該当物質の不使用に関する証明書、もしくは洗毛業者についての洗毛プラントの構成と外部寄生虫防除剤の分解を示す検査報告書を提出すること。

g. 製品全体の総質量（繊維部分質量）の70%以上を占める構成材料がセルロース系化学繊維であって、以下①、②の全てに適合すること

- ①セルロース系化学繊維に使用する原料（セルロース）について、第三者認証をうけた森林認証材（第三者認証規格にリサイクル材も対象となっている場合は、そのリサイクル材も含む）、またはコットンリンターからなる原料（セルロース）を70%以上使用していること（クレジット方式による算出割合ではなく、申込製品における実配合率として満たすこと）。かつ、森林認証材以外の木材が使用される場合にあっては、原料として使用される原木が、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的な木材であること。
- ②繊維製造に使用されるパルプの漂白は塩素ガスの使用がないこと。繊維製造に使用される溶剤（レーヨン：二硫化炭素、キュプラ：銅アンモニウムなど）は、回収またはクロードで再利用される設備を整えており、適正に管理されていること。

【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること。製品全体の混用率について、製品全体の質量割合を記載した証明書を提出すること。

①については、森林認証材の質量割合の証明書、および製品の第三者機関の認証書を提出すること（森林認証材以外の木材が使用されている場合は、森林認証材以外の木材についての合法性が確認されたものであって、CoC認証により認証を受けている製品であること）。申込製品について認証を受けていない場合は、糸段階以降の繊維製品の認証書、その認証品の出荷状況（商取引証明書など）および認証品の使用割合と管理方法を説明した証明書を提出すること。コットンリンターについては、4-1(1)aによる証明方法を参照すること。②については、繊維製造事業者による証明書を提出すること。

(2) 製品の各種加工（防かび、蛍光増白、難燃、柔軟、衛生、抗菌、製品漂白）について、必要最小限にとどめ、過剰加工にならないよう十分配慮し、人体への安全性に疑義のある加工剤の使用は自粛すること。また、表5の基準値に適合すること。

抗菌剤を使用する場合は、一般社団法人繊維評価技術協議会のSEKマークなどの認証を受けていること。

表5 繊維製品加工剤の基準

物質名	基準値	試験方法	対象製品
有機水銀化合物 トリフェニルすず化合物 トリブチルすず化合物	検出されないこと	厚生省令34号	防かび剤が使用されている製品
ディルドリン	30ppm以下	厚生省令34号 OekoTex	毛製品、防虫加工剤が使用されている製品
DTTB			
APO TDBPP ビス(2・3-ジブロムプロピル)ホスフェイト化合物	検出されないこと	厚生省令34号	防炎剤、難燃加工剤が使用されている製品
PFOS	1µg/m ² 以下	CEN/TS15968:2010 ISO25101 OekoTex	フッ素系撥水剤、はっ油剤、防汚加工剤が使用されている製品
PFOA			
DEHP/ DBP/ BBP/ DNOP/ DINP/ DIDP	0.1wt% 以下	EN15777:2009 厚生省告示370号 OekoTex	乳幼児用製品でプリントがされている製品

【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること。また、申込者または製造事業者は製品の加工の有無などを記載した証明書を提出すること。対象となる種類の加工あるいは薬剤が使用されている場合には、表5の対象物質の不使用を確認できる安全データシート、または試験結果などの証明書類を提出すること。抗菌剤を使用する場合は、SEKマークなどの認証を受けていることを示す書類を提出すること。

- (3) 製品のホルムアルデヒドの含有は、対象製品ごとに表6の基準値に適合すること。

表6 ホルムアルデヒドの含有基準

物質名	対象製品			試験方法
	乳幼児 (24ヶ月未満)	成人 (皮膚接触*1)	成人 (その他)	
ホルムアルデヒド	検出せず	75mg/kg以下	300mg/kg以下	厚生省令第34号 ISO/TS 17226 DIN 17226

*1…直接肌に触れる可能性の高い製品

【証明方法】

製品のホルムアルデヒドの含有について、第三者機関または自社などによる試験結果を提出すること。

- (4) 製品に使用する染料、顔料において、別表2の①、②、③に定める染料・顔

料、およびクロムを処方構成成分として添加していないこと。ただし、羊毛のクロム系染料については、4-1.(1)f①に定めるクロムの要件を満たすことでもよい。

【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること。染色工場（原着、プリント含む）による当該物質の不使用証明書、あるいは試験結果を提出すること。「繊維製品に係る有害物質の不使用に関する自主基準（日本繊維産業連盟）」に準拠し、小付属を除く全ての繊維材料について、サプライチェーンの各段階において別表1の①、②、③に定める染料・顔料およびクロムの不使用を不使用宣言または試験結果などの書面により確認し、トレーサビリティを明確にして管理を行っている場合は、申込者または製造事業者による管理方法を説明する証明書（確認書類のサンプルを含む）でもよい。なお、羊毛についてクロムの使用がある場合は、4-1.(1)f①の証明方法を参照すること。

- (5) 申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の
大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する
環境法規および公害防止協定など（以下、「環境法規等」という）を順守し
ていること。

また、申込日より過去5年間の環境法規等の順守状況（違反の有無）を報告
すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防
止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

【証明方法】

最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守している
ことに関し、申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する
証明書(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。

また、過去5年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反が
あった場合には、以下のa.およびb.の書類を提出すること。

- a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)
- b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の1)～5)の資料(記録文書の写し等)
 - 1)工場が立地している地域に関する環境法規等の一覧
 - 2)実施体制(組織図に役割等を記したもの)
 - 3)記録文書の保管について定めたもの
 - 4)再発防止策(今後の予防策)

5)再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

- (6) 製品に使用されるプラスチック材料(本項では、繊維としての樹脂を含む)は、ポリマー骨格にハロゲン元素を処方構成成分として添加していないこと。

【証明方法】

製品に使用されるプラスチック材料について、ポリマー骨格へのハロゲン元素の添加の有無を付属証明書に記載すること。

- (7) 製品の包装に使用されるプラスチック材料は、ポリマー骨格にハロゲン元素を処方構成成分として添加していないこと。なお、製品の包装とは、最終消費者に対する1販売単位をさす。

【証明方法】

包装に使用されるプラスチック材料について、ポリマー骨格へのハロゲン元素の添加の有無を付属証明書に記載すること。

4-2. 品質に関する基準と証明方法

- (8) 製品の品質については、業界の自主的な規格などに適合していること。

【証明方法】

該当する品質規格に適合していることの試験結果を提出すること。また、製造段階における品質管理が十分なされていること、違反などのないことについて、製品を製造する工場長の発行する証明書を提出すること。

5. 商品区分、表示など

- (1) 商品区分(申込単位)はショッピングバッグ／トートバッグ毎で、かつ、ブランド名毎とする。4-1.(1)a.に規定するリサイクル繊維配合率または未利用繊維配合率(同一アイテムでの配合率が20%以下の差を同一商品区分として扱う。製品全体の総質量に対する基準配合率を選択した製品と、表生地 of 総質量に対する基準配合率を選択した製品とを同一申込とすることはできない。)、b～gの選択肢毎とする。製品の大小および色調による区分は行わない。
- (2) 原則として、製品本体などにエコマークを表示すること。表示方法は「エコマーク使用の手引」に従い、マークと認定情報による表示(BタイプまたはCタイプの表示)を行うこと。また、エコマーク商品認定・使用申込時にエ

コマーク表示箇所および表示内容を提出すること。なお、既にエコマーク商品を保有するエコマーク使用契約者においてはAタイプを表示することも可とする。Bタイプの表示には、以下①～③を含む認定情報をマーク近傍に記載すること。

- ①「エコマーク」の文言、または「エコマーク使用の手引」7項に定めるエコマーク商品であることの呼称。
- ②環境情報表示の文言（以下参照）
- ③エコマーク認定番号および使用契約者名の表示（どちらか一方を選択して表示することも可）

No.104 「家庭用繊維製品Version2」の既認定商品に限っては、本商品類型の表示方法においても、これまでどおりの環境情報表示および認定番号を記載することも可とする。

②環境情報表示は、4-1.(1)a～gの選択要件に合せて、以下の文言とする。なお、以下の文言のうち具体的な名称に置き換える場合には、その名称について審査委員会の確認を要する。

4-1.(1)aを選択した場合：

使用する繊維の種類により「未利用繊維○%」、「反毛繊維○%」、「ポリマーリサイクル繊維○%」、「ケミカルリサイクル繊維○%」または「リサイクル繊維○%」と記載する。○%には、申込製品の製品全体における配合率を記載するか、または基準配合率を下限に、扱いやすい数値に整えることも可とする（「○%以上」と記載してもよい）。なお、「未利用繊維」は未利用の原料名（「紡績時に発生する短繊維」、「コットンリンター」に、ポリマーリサイクル繊維およびケミカルリサイクル繊維は再生ポリマーの種類名（「再生PET繊維」、「再生ポリエステル繊維」、「再生PE繊維」など）または「繊維由来リサイクル繊維」の名称に置き換えてもよい。

4-1.(1)bを選択した場合：

「無漂白綿」または「酸素系漂白綿」と記載する。

4-1.(1)cを選択した場合：

「オーガニックコットン○%」（転換期の場合は「オーガニックコットン（転換期）○%」）と記載する。○%には、申込製品全体における配合率を記載するか、または基準値を下限に、扱いやすい数値に整えることも可とする（「○%以上」と記載してもよい）。

4-1.(1)dを選択した場合：

「使用後回収リサイクルする〇〇」または「使用後回収リユースする〇〇」と記載する。〇〇には「トートバッグ」など対象の商品名またはアイテム名を記載すること。

4-1.(1)eを選択した場合：

「植物由来合成繊維〇%（バイオベース合成ポリマー含有率〇%）」と記載する。〇%には、申込製品の製品全体におけるバイオベース合成ポリマー含有率、植物由来合成繊維の配合率を記載するか、または基準値を下限に、扱いやすい数値に整えることも可とする（「〇%以上」と記載してもよい）。また、「バイオベース合成ポリマー含有率」は具体的な原料名（「植物（サトウキビ）由来分」など）に、「植物由来合成繊維」はポリマーの種類名（「植物由来PET繊維」、「植物由来PE繊維」など）に置き換えてもよい。

4-1.(1)fを選択した場合：

「クロム染料不使用ウール」または「低クロム染色ウール」と記載する。
「ウール」の文言は「羊毛」としてもよい。

4-1.(1)gを選択した場合：

森林認証材を使用の場合は「森林認証材〇%レーヨン」（レーヨンの場合）、キュプラ繊維（コットンリントーを使用）の場合は「コットンリントー〇%キュプラ」または4-1(1)aの未利用繊維に準じて記載する。〇%には、申込製品全体における該当する原料の配合率を記載するか、または基準値を下限に、扱いやすい数値に整えることも可とする（「〇%以上」と記載してもよい）。

4-1(1)aの例（再生PET繊維の場合）：



エコマーク商品
再生PET繊維 50%以上
12345678
〇〇〇株式会社

4-1(1)bの例：



エコマーク商品
無漂白綿
12345678
〇〇〇株式会社

4-1(1)cの例：



エコマーク商品
オーガニックコットン30%以上
12345678
〇〇〇株式会社

4-1(1)dの例：



エコマーク商品
使用後回収リサイクルするトートバッグ
12345678
〇〇〇株式会社

4-1(1)eの例：



エコマーク商品
植物由来PET繊維25%
(バイオベース合成ポリマー含有率10%)
12345678
〇〇〇株式会社

4-1(1)fの例：



エコマーク商品
クロム染料不使用ウール
12345678
〇〇〇株式会社

4-1(1)gの例：



エコマーク商品
森林認証材〇%レーヨン
12345678
〇〇〇株式会社

2007年8月27日	制定 (Version1.0)
2008年8月21日	改定 (4-1(5)環境法規遵守基準 Version1.1)
2009年4月28日	改定 (4-1(1)廃植物繊維、オゾン漂白、選択肢d.の追加 Version1.2)
2010年3月15日	改定 (用語の定義、革に関する試験方法など Version1.3)
2011年3月1日	改定 (マーク表示方法について Version1.4)

2011 年 11 月 1 日 改定（革に関する試験方法の変更 Version1.5）
2012年7月13日 改定（5.(3)(4)削除 Version1.6）
2016年4月1日 改定（革に関する証明方法の変更 Version1.7）
有効期限の延長
2017年4月1日 改定（No.104「家庭用繊維製品Version3」との整合を図る改定
Version1.8）
2017年9月1日 改定（マーク表示方法、分類B・C・EにおけるPFOA基準値の改
定 Version1.9）
2022年8月31日 有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。

別表 1 植物由来プラスチック（原料樹脂）のトレーサビリティに関するチェックリスト

No	目的	要求（実現されなくてはならない項目）	対象	実現	実施方法 （該当する全ての項目に☑）
1	地球温暖化の防止, 自然生態系の保全	植物を栽培する主たる農地は、直近 10 年以内に森林からの土地改変が行われていないか。	農地	☐ はい/ ☐ いいえ	☐ 現地の土地改変に係る法令を確認した ☐ 現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した ☐ 植物の調達に関するガイドラインを定め、公表している。又は、独立した第三者によるガイドラインに準拠している。 ・ガイドライン名 [] ・公表場所 [] ☐ 植物の調達に関する独立した第三者の認証制度を併用している。 ・認証制度名 [] ☐ その他（具体的に記入） []
2	生態系の保全	遺伝子組み換え農作物を原料とする場合、安全性の確保について評価を行ったか。	農地	☐ はい/ ☐ いいえ / ☐ 適用外 （不使用）	☐ 現地の遺伝子組み換え農作物に係る法令を確認した ☐ 現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した ☐ 植物の調達に関するガイドラインを定め、公表している。又は、独立した第三者によるガイドラインに準拠している。 ・ガイドライン名 [] ・公表場所 [] ☐ 植物の調達に関する独立した第三者の認証制度を併用している。 ・認証制度名 [] ☐ その他（具体的に記入） []
3	土地の酸性化・富栄養化, 水質汚染の防止	植物の主たる栽培地における肥料・農薬の使用状況を把握したか。 「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（POPs 条約）で規制されている農薬が使用されていないか。	農地	☐ はい/ ☐ いいえ	☐ 現地の肥料・農薬に係る法令を確認した ☐ 現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した ☐ 植物の調達に関するガイドラインを定め、公表している。又は、独立した第三者によるガイドラインに準拠している。 ・ガイドライン名 [] ・公表場所 [] ☐ 植物の調達に関する独立した第三者の認証制度を併用している。 ・認証制度名 [] ☐ その他（具体的に記入） []

No	目的	要求（実現されなくてはならない項目）	対象	実現	実施方法 (該当する全ての項目に☑)
4	適正な水利用	植物の主たる栽培地における水の使用状況を把握したか。	農地	☐ はい/ ☐ いいえ/	☐ 現地の水使用に係る法令（取水制限など）を確認した ☐ 現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した ☐ 植物の調達に関するガイドラインを定め、公表している。又は、独立した第三者によるガイドラインに準拠している。 ・ガイドライン名 [] ・公表場所 [] ☐ 植物の調達に関する独立した第三者の認証制度を併用している。 ・認証制度名 [] ☐ その他（具体的に記入） []
5	再生資源の利用,食糧との競合回避	植物由来プラスチック（原料樹脂）の粗原料の一部として、現地の再生資源が入手可能な場合、優先的に使用したか。	原料樹脂	☐ はい/ ☐ いいえ/ ☐ 適用外 （入手不可）	使用する再生資源名 [] 再生資源の発生量・割合 []
6	地球温暖化の防止	粗原料の主たる製造工場において、発酵などにより地球温暖化係数の高いメタンを排出する場合、その処理状況を把握したか。	粗原料製造工場	☐ はい/ ☐ いいえ ☐ 適用外 （左記に該当しない）	☐ 現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した ☐ その他（具体的に記入） []
7	非化石エネルギー源、再生可能エネルギー源の利用	栽培から原料樹脂製造までの工程において、非化石エネルギー源（例えば、バガスやバイオガスなど）や再生可能エネルギーを出来る限り活用したか。	製造工場	☐ はい/ ☐ いいえ	エネルギー名と活用方法 []
8	法令順守	植物由来プラスチック（原料樹脂）製造を行う工場が立地している地域などの法令に従い、工場における排水の管理が行われているか。	樹脂製造工場	☐ はい/ ☐ いいえ	工場排水の管理について説明した資料を添付すること。

別表2

使用が禁止される染料リスト（繊維）

①分解して下記の発癌性アミン類を生成する可能性があるアゾ系染料

（JIS L 1940-1 およびJIS L 1940-3（ISO24362-1、ISO24362-3、あるいはEN 14362-1、EN14362-2）により下記の芳香族アミンの検出値が30mg/kgを超えて検出されるもの）

CAS No	名称
92-67-1	4-aminobiphenyl
92-87-5	Benzidine
95-69-2	4-chloro-o-toluidine
91-59-8	2-naphthylamine
97-56-3	o-aminoazotoluene
99-55-8	2-amino-4-nitrotoluene
106-47-8	4-chloroaniline
615-05-4	2,4-diaminoanisole
101-77-9	4,4'-diaminodiphenylmethane
91-94-1	3,3'-dichlorbenzidine
119-90-4	o-dianisidine; 3,3'-Dimethoxybenzidine
119-93-7	o-tolidine; 3,3'-Dimethylbenzidine
838-88-0	4,4'-diamino-3,3'-dimethyldiphenylmethane
120-71-8	p-cresidine
101-14-4	4,4'-diamino-3,3'-dichlorodiphenylmethane
101-80-4	4,4'-diaminodiphenylether
139-65-1	4,4'-diaminodiphenylsulfide
95-53-4	o-toluidine
95-80-7	2,4-diaminotoluene
137-17-7	2,4,5-trimethylaniline
90-04-0	o-anisidine
95-68-1	2,4-xylidine
87-62-7	2,6-xylidine
60-09-3	4-amino-azo-benzene

② 発癌性染料

CAS No	C.I.	
569-61-9	C.I. BASIC RED 9	CI 42500
2475-45-8	C.I. DISPERSE BLUE 1	CI 64500
3761-53-3	C.I. ACID RED 26	CI 16150
2602-46-2	C.I. DIRECT BLUE 6	CI 22610
1937-37-7	C.I. DIRECT BLACK 38	CI 30235
573-58-0	C.I. DIRECT RED 28	CI 22120
2832-40-8	C.I. DISPERSE YELLOW 3	CI 11855
632-99-5	C.I. BASIC VIOLET14	
82-28-0	C.I. DISPERSE ORANGE11	

③ 皮膚感作性染料

2475-46-9	C.I. DISPERSE BLUE 3	CI 61505
12222-75-2	C.I. DISPERSE BLUE 35	
	C.I. DISPERSE BLUE 106	
	C.I. DISPERSE BLUE 124	
2832-40-8	C.I. DISPERSE YELLOW 3	CI 11855
730-40-5	C.I. DISPERSE ORANGE 3	CI 11005
	C.I. DISPERSE ORANGE 37	

2872-52-8	C.I. DISPERSE RED 1	CI 11110
2475-45-8	C.I. DISPERSE BLUE 1	CI 64500
3179-90-6	C.I. DISPERSE BLUE 7	CI 62500
3860-63-7	C.I. DISPERSE BLUE 26	CI 63305
	C.I. DISPERSE BLUE 102	
	C.I. DISPERSE ORANGE 1	CI 11080
	C.I. DISPERSE ORANGE 76	
2872-48-2	C.I. DISPERSE RED 11	CI 62015
	C.I. DISPERSE RED 17	CI 11210
119-15-3	C.I. DISPERSE YELLOW 1	CI 10345
	C.I. DISPERSE YELLOW 9	CI 10375
	C.I. DISPERSE YELLOW 39	
	C.I. DISPERSE YELLOW 49	
	C.I. DISPERSE BROWN1	

別 紙

引取・リサイクルに関する証明書類

「広域認定制度」の認定を受けているケースであれば、下記③～⑥は全て満足する。
 廃棄物の運搬・処分を委託する場合には、廃棄物処理法に従った方法で行い、下記③～⑥の証明が必要となる。

① 引取・リサイクルシステムの名称

② 引取・リサイクルの区分

マテリアルリサイクル／ケミカルリサイクル

③ 引取・リサイクルシステムの概要（引取・リサイクルシステム稼働実績にもとづくものとする）

- 1) 財源
- 2) 引取の担保

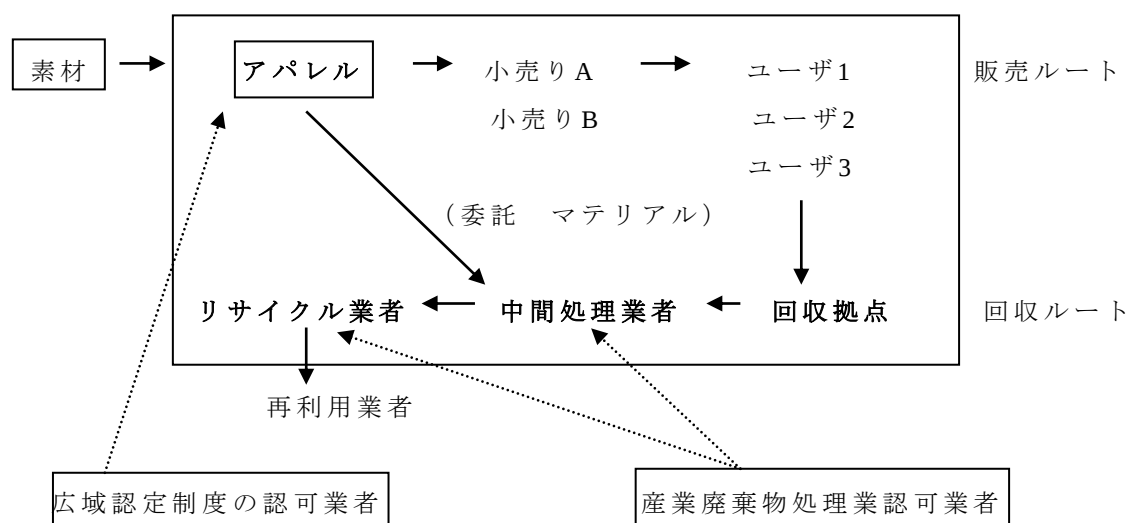
例：ユーザとの引取契約、製品への織ラベル縫付など

3) 引取・リサイクルシステムの稼働状況

例：引取・リサイクル対象製品・素材（天然繊維100%、合繊混紡率など）、
 引取・リサイクルシステム適用地域、
 引取率（引取数／販売数）、リサイクル率（リサイクル数／引取数）、
 製品当りのリサイクル率（リサイクル重量／製品重量）、
 引取能力、リサイクル処理能力（〇〇t／年）、
 再商品化展開用途など

4) 引取・リサイクルシステム全体像と関係者の位置づけ

例：アパレルが広域認定制度を受けた場合のモデル



④ リサイクル処理事業者名称および廃棄物処理業許可の有無

- 1) 自社工場内処理（申込者）
- 2) 中間処理業者
- 3) 最終処理業者

などの関係者毎に事業者名称および廃棄物処理業許可などの証明書

⑤ リサイクル処理業者への引き渡し方法

申込製品の排出形態（産業廃棄物、一般廃棄物、有価物など）および排出者からリサイクル処理事業者までの申込製品引き渡し方法に関する説明

⑥ 契約書の提出

- 1) 産業廃棄物処分および収集運搬委託契約書の写し
- 2) 業務委託契約書（申込者と引取・リサイクルシステム運用者間の業務委託）の写しなど